

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所轄の県税事務所に御相談ください(徴収の猶予：地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) 御本人又は御家族が病気にかかった場合

納税者御本人又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所轄の県税事務所に御相談ください(申請による換価の猶予：地方税法第15条の6)。

※ eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

申請手続き等

- ・県ウェブサイトより「申請書」等をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、所轄の県税事務所へ郵送などにより提出してください。

○県ウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/choushuuyuuyo.html>

- ※ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

猶予制度の問合せ先

| 問い合わせ先県税事務所 | 電話番号 | 担当地区 |
|--------------------|--------------|-------------------------------|
| 大河原県税事務所 | 0224-53-3114 | 白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡 |
| 仙台南県税事務所 | 022-248-2963 | 仙台市太白区, 名取市, 岩沼市, 巨理郡 |
| 仙台中央県税事務所 | 022-715-0624 | 仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 若林区 |
| 仙台北県税事務所 | 022-275-9120 | 仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 泉区, 富谷市, 黒川郡 |
| 塩釜県税事務所 | 022-365-4193 | 塩釜市, 多賀城市, 宮城郡 |
| 北部県税事務所 | 0229-91-0706 | 大崎市, 加美郡, 遠田郡 |
| 北部県税事務所 栗原地域事務所 | 0228-22-2123 | 栗原市 |
| 東部県税事務所 | 0225-95-1520 | 石巻市, 東松島市, 牡鹿郡 |
| 東部県税事務所 登米地域事務所 | 0220-22-6114 | 登米市 |
| 気仙沼県税事務所 | 0226-24-2531 | 気仙沼市, 本吉郡 |